

令和4年第11回安平町議会臨時会会議録

令和4年11月29日（火曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和4年11月29日（火曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（9名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子
10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓

4 欠席議員（3名）

議席番号

5番 田村 興文 6番 工藤 隆男 7番 三浦 恵美子

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 小坂橋 憲仁	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
産業振興課長 森池 和哉	建設課長 塩谷 慎嗣
建設課参事 伊藤 富美雄	健康福祉課参事 池田 恵司
健康福祉課長補佐 佐藤 光枝	水道課参事 谷村 英俊
水道課長補佐 加藤 公敏	総合支所長 大窪 好己
商工観光課長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		行政報告
日程第4	議案第1号	安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第2号	令和4年度安平町一般会計補正予算(第10号)について
日程第6	議案第3号	令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について
日程第7	議案第4号	令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第8	議案第5号	令和4年度安平町水道事業会計補正予算(第4号)について

○ 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○ 会議録署名議員

議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	鳥越真由美
9番	内藤圭子

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） 皆さん、おはようございます。第11回臨時会の開会に先立ちましてご挨拶を申し上げたいと思います。本年も残すところあと1か月に迫りました。秋の収穫が天候があまり荒れない中で収穫作業が進んでその出来高の報告も期待される時期ではあります。ただ、これから先急激に気温の低下等もあると気象庁から報告されていますので、議員各位それから本日説明員として参加されている職員の皆様方には体調管理に重々気を付けていただきたいと思います。また、全道、全国的にもまだまだコロナの感染者の数が安定して低下している状況ではありません。逆に年末に向けてまだまだ感染者が増える予測もあるところですので、議員各位並びに職員の皆様方も町民福祉のための作業をしている関係上気をつけていただいて業務にあたっていただくことをお願い申し上げ一言ご挨拶とさせていただきます。

新型コロナ感染症対策については、引き続き感染拡大防止のため各議員並びに説明員の皆様の円滑な議事運営にご理解とご協力を賜りたいと思います。

会議の前にご報告します。5番田村議員と7番三浦議員より欠席の届け出がありましたのでご報告します。また、説明員は健康福祉課阿部課長に代わり佐藤課長補佐が出席、水道課蟹谷課長に代わり加藤課長補佐が出席、税務住民課熊谷参事は欠席となりますことをご報告します。それでは早速臨時会を開会します。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は9名です。定足数に達していますので、只今から令和4年第11回安平町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって

4 番 鳥越 真由美 議員
9 番 内藤 圭子 議員 を指名致します。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第 2、会期の決定を議題と致します。
お諮り致します。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定致しました。

◎ 日程第 3 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第 3、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） それでは私の方から 1 件行政報告をさせていただきます。JOC 認定競技別強化センターの認定についてです。従前より公益財団法人日本アイスホッケー連盟による男子アンダーカテゴリー強化合宿等で安平町スポーツセンターアイスアリーナをご活用いただいていたところですが、新千歳空港、苫小牧港などのアクセスに優れ全国より選手が集まりやすく、本施設のアイスアリーナ、トレーニングルーム、ミーティングルーム

などが合宿環境として充実していると高い評価をいただき、本年8月10日公益財団法人日本アイスホッケー連盟強化本部長名により公益財団法人日本オリンピック委員会に対して、国際競技力の向上を目的に選手強化活動が効果的に行える施設としてJOC認定競技別強化センターに推薦したい旨の通知をいただきました。本町としても大変名誉のことと考え推薦について同意させていただき旨回答させていただいたところですが、本年10月20日に正式に安平町スポーツセンターがJOC認定競技別強化センターとして認定されました。認定期間は2026年に開催される第25回オリンピック冬季競技大会開催年度末の2026年3月末日までとなります。今後においては引き続き日本のアイスホッケー競技の振興に寄与していくとともに、安平町スポーツセンターの利用促進、更には町内事業者と連携して強化合宿を受け入れることにより地域振興の一助を担うよう取り組んでいきたいと考えていますのでご理解のほどよろしくお願ひします。

以上、JOC認定競技別強化センターの認定についてご報告しました。

- 議長（多田政拓君） ご苦労様です。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。

- 4番（鳥越真由美君） 確認なのですが。すごく良いことのように町としても感じてはいるのですが、この認定によって例えば通常利用されていた方や子どもたちへの影響とか使用に対するリスクみたいなのはないのかどうかの確認をさせていただきます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

- 教育委員会参事（佐々木英生君） 全く無いということではありませんが、基本的に合宿は平日、特段利用のない時間帯というか平日の午前中、午後がメインです。ただ期間によりましては土日にかかる場合もありますので、そこであまり町内の方、土日の利用はないのですが、他の団体に影響はあるということはありますが、このアンダーカテゴリーの代表合宿に限らず道内の大学等の合宿受け入れに関しても予約に関して配慮している状況ですので、こればかりではありませんが合宿に関しては若干影響はあるけれども利用促進にはかなり繋がるものと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私がちょっと疑問に思ったのは、宿泊とかは町内で賄えるのかなと思いました。経済効果とかこれは名誉ということでこの件について書かれているのですが、使っていただくことで町内に宿泊とかそういうことが可能な状況なのかを教えてください。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） こちらについては現在のところ既に大学生、実業団の方にも利用していただいておりますが、非常に便利な場所ですが宿泊先が限られているということで苦小牧や千歳からで宿泊して利用している方が多い状況にあります。ただ、今議論しています町民センターの改修の中で合宿機能を持った形で施設の改修も計画をしまして、令和6年度に計画では位置づけていますけれども、更には町内の飲食店と連携を図りながら強化合宿の食の面の提供であったりカバーをしていきながら町内の事業者にとっても十分経済効果を見込めるということもありますし、先ほど鳥越議員からもいただきました子どもたちにとってもレベルの高い競技を見ることができたり、また、実業団の選手の方については、子どもたちを指導するようなことも現在もしていただいておりますが、そういったこともお願いをさせていただいておりますので、町全体としては今まで以上に盛り上がりも含めて様々な効果が期待できると考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第4 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4議案第1号、安平町職員の給与に関する条例等

の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定に関する人事院勧告を受けて国家公務員の給与が改定されたことに伴い、安平町職員の給与月額及び勤勉手当の額、並びに議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当の額を改定するため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略して条例制定の趣旨及び関係条例の改正内容についてご説明しますので、議案と一緒に事前配布しています資料をご覧くださいと思います。

まず初めに条例制定の趣旨ですが、こちらは令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、安平町職員の給与に関する条例他2件の関係条例を一括改正するものですが、本年の給与勧告のポイントとしては3年振りに月例給、ボーナスともに引き上げられており、月例給に関しては民間給与との格差0.23%を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を上げるとともに、ボーナスに関しては支給月数を0.10月分引き上げ民間の支給状況等を踏まえて勤勉手当に配分するものです。

続いて関係条例の改正内容についてご説明しますので、議案裏面の条例本文をご覧くださいと思います。改正条文第1条の安平町職員の給与に関する条例の一部改正については、第23条第2項第1号、こちらは再任用職員以外の職員にかかる勤勉手当となります。こちらについては本年12月期における支給割合を100分の95から100分の105に改めるもので、これにより既に支給済みの6月期分100分の95と合わせて年間支給月数では2.0月となり、0.10

月分の引き上げとなるものです。また、同項第2号については再任用職員にかかる勤勉手当の支給割合を100分の45から100分の50に改めるもので、これによりまして既に支給済みの6月期分と合わせ年間支給月数では0.95月となり0.05月分の引き上げとなるものです。

次に別表第1の給料表の改定ですが、こちらについては初任給及び若年層を対象に平均0.3%の引き上げ改定を行うもので、初任給につきましては大卒で3000円、高卒では4000円を引き上げ、若年層についても同程度の改正となっています。尚、級別の平均改定率については1級が1.7%、2級が1.1%、3級が0.2%の引き上げとなります。

続きまして給料表の次に記載されています第2条となりますが、2, 3枚めくっていただきますと第2条の条文があります。こちらではまず一般職にかかる来年度以降の勤勉手当について年間支給月数2.0月分を6月期と12月期で半分の1.0月ずつ割り振るため第1条で改正しました100分の105を100分の100に改めるもので、次の再任用職員の勤勉手当については年間支給月数0.95月を6月期と12月期で半分の0.475月ずつ割り振るため、第1条で改正しました100分の50を100分の47.5に改めるものです。

第3条の安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、本年12月期における期末手当の支給割合を100分の215から100分の225に改めるもので、これにより既に支給済みの6月期分100分の215と合わせて年間支給月数では4.40月となり0.10月分の引き上げとなるものです。

第4条については、議会議員にかかる来年度以降の期末手当について年間支給月数4.40月を6月期と12月期で半分の2.20月ずつ割り振るため、前条で改正しました100分の225を100分の220に改めるものです。尚、第5条及び第6条の安平町長等の給与等に関する条例の一部改正については、只今ご説明しました安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同様の改正となっていますので、説明については割愛させていただきます。

附則第1条としてこの条例の施行期日は公布の日からとし、但し書きの改正条文第2条第4条及び第6条の規定については令和5年4月1日から施行するもので、これら条例改正については同一箇所を異なる施行期日で改正する必要があるため国の法案と同様の手法により改正を行うものです。第2項については改正後の別表第1給与表の規定となりますが、令和4年4月1日に遡及適用するものです。また、第2条は給与の内払い、第3条は規則への委任規定となります。

以上、ご説明申し上げご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第5議案第2号、令和4年度安平町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第2号朗読

議案第2号

令和4年度安平町一般会計補正予算（第10号）について

令和4年度安平町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定により、令和4年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧願います。

議案第2号

令和4年度安平町一般会計補正予算（第10号）

令和4年度安平町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,512,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和4年度安平町一般会計補正予算（第10号）について提案説明をします。今補正の主なものについては歳入では新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1997万1000円の増額など、歳出は只今議案第1号で議決をいただきました給与引き上げ改定による増額と合わせ、会計間の移動等による人件費の整理及び新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費2688万7000円の増額などです。

それでは歳出から説明します。7ページをお開きください。1款議会費から8ページの2款総務費1項2目電子計算費までは給与引き上げ改定などによる会計年度任用職員の人件費を整理するもので、5目職員厚生管理費は職員の給与引き上げ改定などに伴う整理。

10目企画費から9ページ2款総務費5項1目統計調査総務費までは給与引き上げ改定などによる会計年度任用職員の人件費を整理するものです。

10ページ3款民生費1項11目介護支援費は一般会計と同様で、給与引き上げ改定などによる介護事業特別会計職員の人件費の補正です。2項3目子育て支援費は給与引き上げ改定などによる会計年度任用職員分の補正です。

11ページ4款衛生費1項2目予防費は新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した二価ワクチン接種事業を開始するための増額をするもので、4目霊場費から13ページ8款土木費4項3目緑化推進費までは給与引き上げ改定などによる会計年度任用職員分の補正、5目公共下水道費は給与引き上げ改

定などによる公共下水道事業特別会計職員の人件費の補正です。

14ページ10款教育費1項2目事務局費から16ページ5項4目学校給食費までは給与引き上げ改定などによる会計年度任用職員分の補正です。

11款災害復旧費3項1目河川災害復旧費は8月豪雨で被災した準用河川ニタッポロ川の災害復旧事業にかかる査定結果に基づき、被害を拡大させないため早期に応急工事を行うものです。

17ページ13款給与費2節は給与引き上げ改定による差額及び職員の会計間移動による整理で、3節職員手当等期末手当は会計間移動などによる整理。勤勉手当は0.1か月分の支給月数の引き上げなどによるものです。時間外勤務手当及び管理職特別手当は、うまかまつり及び管内で発生した鳥インフルエンザ対応などにより増額するもので、4節及び18節は給与引き上げ改定による差額及び会計間移動による整理です。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。16款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金及び2項3目衛生費国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に交付されるものです。

6ページにまたがる20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、7目地域雇用創出推進基金繰入金は会計年度任用職員の人件費補正に伴い減額するものです。

2款諸収入4項6目雑入の市町村職員退職手当組合事前納付金清算金は、令和元年度から令和3年度までに納めた事前納付金について負担金額が確定したことに伴い清算還付金を増額するものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ743万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億1249万8000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○町長（及川秀一郎君） 今2款って言ったのですが22款。

○副町長（田中一省君） 申し訳ございません。諸収入2款と言いましたが22款の間違いです。お詫びをもって訂正します。以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。7ページをお開きください。7、8ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 11、12ページで質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 予防費の関係で。この補正予算とは直接関係ないのですが、実は私コロナにかかって初めてコロナって大変なものだなと思いましたが、実は私の町内会の独居高齢者の方もコロナにかかったというよりも検査キットで陽性の判断をしたということで電話が来まして、とりあえず保健所へ連絡してくださいとなって、実はその方車は免許を返納して足がないのですね。そうすると私も苦小牧まで基礎疾患がありますから指定の病院に行ってきた、私は車を持っていますから行ったのですが、車のない人がどういう移送で行くのかなと考えたのですが、私の町内会の高齢者の方については悪いけど親戚一族でやってくださいと。それしかありませんし町内会としても誰か運転するってことになりませんし。例え役場に相談したって役場職員が対応できるような問題でもないし、黙ってタクシーに乗るかなと言ったらタクシーの運転手さんも困るしという形の中で何とか身内の方でお願いしてくださいというしかない現状でして、そして行ったらほとんど半日以上かかりました、診察から薬貰うまで全て別室の中で、自分の車に待機する形でした。近くの渡邊医院は時間があって何時ごろ来てくださいということで行くのですが、行くには足がないという問題が今出てきていまして、これからかなり厳しい課題ですが、いわゆる独居高齢者そして免許を返納した方々に対するコロナに対する対応についてももう少し深掘りして検討していただきたいなと思います。それ今返事で何やれこれやれとかっていうのではなくて、極めて重要な課題ですから、そこ辺りもうちょっと深掘りしながら町政、行政としてどのような対策があるのか検討をしていただきたいと思います。以上です。

[田中副町長挙手]

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 只今小笠原議員の質問についてはまさにそのとおりです。ただ、新型コロナウイルスワクチンが2類でして今現在も自宅療養者という取り扱いになっていますので、それに伴いましてその症状が自分で買った抗原検査によって陽性反応が出た場合にはここに連絡してくださいと、保健センターの方に連絡してくださいという部分があります。これが緊急を要する人体に影響する命のリスクがある場合については、速やかに救急搬送していただいて発熱外来のある所の病院に移送してもらおうというところです。まさに今高齢者で免許を返納した人の部分はそれぞれ症状によって異なるわけですが、医療懇談会等があります。こういう意見が出ていたという中で

各病院の先生方にこのような内容をお示ししながらも検討して参りたいと。どういう形が一番独居高齢者、免許返納した人に対して身内が居ればいいのですが身内が居ない方もいます。そういう方に対してどういう方策が一番良いのかの内容の検討をさせていただきたいと思っておりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 了解しました。それでお願いがあるのですが、渡邊病院が発熱外来をやっているのだから追分クリニックも発熱外来してほしいと。そうすると距離的にも時間的にも追分地区に住んでいる人は行きやすいし、その分では何とか東病院との連携をとりながら発熱外来と。子どもが熱出した時にコロナなのか風邪なのか、なかなか発熱外来が厳しくて恐らく追分クリニックで見えてくれないだろうと思うのです、現状では、単なる熱でも。そんな意味では追分クリニックにも発熱外来はきちんとしていただきたいなというがあるので、よろしく申し上げます。

[田中副町長挙手]

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） この問題については医療法の関係がありまして、外来とその治療行為の部分が追分クリニックが渡邊病院と同じような形でできるのか、こういうところから探っていかなければならないと思います。これも同じくこういうことがありましたという形で連携の中で検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ13、14ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ15、16ページでありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ17ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ6ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎ 日程第6 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第6議案第3号、令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 議案第3号朗読

議案第3号

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第3号

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,593千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,105,010千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明します。

初めに歳出からご説明します。8ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費介護保険事業人件費の2節給料3節職員手当等は、決算見込み及び人事院勧告に伴う補正。4節共済費18節負担金補助及び交付金は決算見込みによる減額となります。介護保険事業事務費の1節報酬3節職員手当等は決算見込みによる減額となります。

9ページをお開きください。3款地域支援事業費2項1目一般介護予防事業費1節報酬は2節給料3節職員手当等18節負担金補助及び交付金は、決算見込みによる減額となります。3項1目包括的支援事業任意事業費1節報酬は人事院勧告に伴う増額、3節職員手当等は決算見込みによる減額となります。

10ページをお開きください。5款予備費1項1目保険給付予備費については、歳入歳出補正に伴う財源調整として増額補正するものです。

次に歳入をご説明します。5ページをお開きください。3款国庫支出金2項2目及び3目地域支援事業交付金は、歳出3款の補正に伴う減額となります。

5ページから6ページにわたる4款支払基金交付金は、歳出3款の補正に伴う減額となります。

5款道支出金2項1目及び2目地域支援事業交付金は、歳出3款の補正に伴う減額となります。

7ページをお開きください。6款繰入金1項2目及び3目地域支援事業繰入金は歳出3款の補正に伴う減額、5目その他一般会計繰入金は歳出1款の補正に伴う減額となります。

以上で説明を終わります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ259万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億501万円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。保険事業勘定歳出8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 10ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎ 日程第7 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第7議案第4号、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第4号朗読

議案第4号

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定により、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別添の補正予算書をご覧ください。

議案第4号

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度安平町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ821,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

今補正の内容については、歳出では人事院勧告による給与改定に伴う職員人件費の増額、歳入ではこの財源調整のため一般会計繰入金を増額しようとするものです。

それでは歳出からご説明させていただきます。事項別明細書6ページを開き願います。2款事業費1項1目3節職員手当等について、給与改定により勤勉手当を16万8000円。また、次の4節共済費はこれに関連し共済組合負担金を3万4000円増額し職員人件費を合わせて20万2000円増額しようとする

ものです。

続きまして歳入に移りますので5ページへお戻り願います。4款繰入金1項1目1節一般会計繰入金については、今歳出補正に伴い財源調整のため同額の20万2000円を増額計上しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第5号

○議長（多田政拓君） 日程第8議案第5号、令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第5号朗読

議案第5号

令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）について

令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和4年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊の補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第5号

令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度安平町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では支出の第1款第1項営業費用について、人事院勧告及び人事異動に伴う給料等に関し351万円の減額を補正予定額に計上しています。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

令和4年11月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第3条では退職手当組合負担金を除く職員給与費340万8000円の減額を補正予定額として計上しています。

それでは今回の補正予算について、2ページの令和4年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第4号により詳細を説明します。

収益的支出については人事院勧告に伴う賞与等の増額及び10月1日付けの人事異動による職員給与費等1名分の減額により給与費等の予算整理を行うもので、1款水道事業費用は1項2目配水及び給水費1節給料から9節賞与引当金繰入額まで362万円を減額補正するものです。この補正額については説明欄に記載のとおり人事院勧告による増額11万4000円、人事異動による減額373万4000円の差し引きによる計上となります。3目総係費については人事院勧告に伴う増額補正となり、2節職員手当等から3節法定福利費まで11万円を増額補正するものとなります。尚、1ページの令和4年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第4号については、只今説明しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費までを一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本臨時会に付託された案件の審議は全て終了しました。会議の議事運営に特段の協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和4年第11回安平町議会臨時議会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会 午前10時47分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____